

松伏町告示第 6 号

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 1 月 22 日

松伏町長 高野 祐大



1 入札対象工事

(1) 工事名

松伏町中央公民館 変圧器等更新工事

(2) 工事場所

松伏町ゆめみ野東三丁目 1 4 番地 6

(3) 工期

令和 8 年 3 月 5 日から令和 8 年 10 月 30 日まで

(4) 工事概要

変圧器等更新工事 1 式

(5) 予定価格

事後公表

(6) 最低制限価格

事後公表

(7) 入札手続

入札及び資料の提出は、松伏町建設工事一般競争入札実施要綱に基づき、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）の「一般競争入札（ダイレクト入札）」方式により行うものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加できる者

単体企業とする。

(2) 入札参加に必要な級別格付等の条件

入札参加に必要な条件は、次のすべてを満たすものとする。

ア 契約締結の権限を有する者を越谷県土整備事務所管内（春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町）、杉戸県土整備事務所管内（久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町）又はさいたま市の区域内に置く者

イ 令和 7・8 年度松伏町建設工事等入札参加資格者として、電気工事の業種で登録があり、当該業種の級別格付が A ランクの者。ただし、松伏町内に本店を有する者にあっては、当該業種の級別格付が A 又は B ランクの者

(3) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。

- イ 公告日から落札決定の日までの期間に、松伏町建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成8年松伏町告示第74号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 公告日から落札決定の日までの期間に、松伏町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年松伏町告示第73号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- エ 公告日から落札決定の日までの間に、国又は他の地方公共団体から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、町長が特に入札に参加させることが適当であると認める者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づき裁判所からの再生手続き開始又は再生手続きの決定がされており、かつ、本町の再審査を受け、公告日に入札参加資格を有する者であること。
- カ 開札日から1年7月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。
- キ 配置予定の技術者は、本工事に対応する法の許可業種に係る技術者の資格を有する者で、法第26条の規定に基づき、本工事に配置することができること。なお、運用に当たっては、国土交通省の定めた「監理技術者制度運用マニュアル」を準用する。
- ク 現場代理人は常駐であること。ただし、「現場代理人に関する常駐規定の緩和について」に定める条件を満たすときは、兼務を可とする。
- ケ システムで利用可能な電子認証を取得し、システムの利用登録を完了していること。

3 競争参加資格確認申請書の提出

本入札に参加しようとする者は、システムにより競争参加資格確認申請書にダイレクト入札参加申請書（以下「添付書類」という。）を添付して提出すること。

競争参加資格確認申請書の提出期限

令和8年1月22日（木）午前8時30分から

令和8年1月30日（金）正午まで（システム休止時間を除く。）

なお、競争参加資格確認申請書は、システムの「調達案件一覧」画面を通じて送信すること。また、送信時に必要となる添付書類は、システムの「発注情報閲覧」画面にある「発注図書ファイル」からダウンロードすること。

4 入札書の提出期間及び開札日時

入札書の提出期間及び開札日時は、次のとおりとする。ただし、変更する場合は、システムにより通知する。

(1) 提出期間

令和8年2月4日（水）午前8時30分から

令和8年2月16日（月）午後3時00分まで

※入札金額見積内訳書添付（システム休止時間を除く。）

(2) 開札日時

令和8年2月17日（火）午前9時00分

5 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、システムの入札情報公開システムに掲載し、調達できるものとする。

公開日時

令和8年1月22日（木）午前8時30分

6 設計図書等に関する質疑及び回答

設計図書等に関して質疑がある場合は、質問書をシステムにより提出すること。

（1）受付期間

令和8年1月22日（木）午前8時30分から

令和8年1月30日（金）正午まで（システム休止時間を除く。）

（2）質問に対する回答

令和8年2月3日（火）午後5時00分までにシステムにより回答する。

7 入札保証金

免除する。

8 現場説明会

開催しない。

9 契約保証金

（1）落札者は、契約金額の100分の10以上の額による契約保証金を納付しなければならない。

（2）松伏町を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者は、契約保証金の納付を免除する。

10 支払条件

（1）前払金

する。

（2）部分払

しない。

11 契約に関する規則等の閲覧

契約に関する規則等は、町ホームページ上で閲覧することができる。

12 落札者の決定方法等

松伏町建設工事一般競争入札実施要綱に基づき、落札者の決定を次のとおり行うものとする。

（1）予定価格の110分の100に相当する金額の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100に相当する金額以上の入札をした者のうち、最低の金額をもって入札したものから順に落札候補者とする。

なお、落札候補者のみに対して連絡する。

（2）落札候補者となった者は連絡を受けた日から3日以内に、資格審査の書類を提出しなければならない。

なお、様式はシステムからダウンロードして使用すること。

（3）入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認めるときは落札者となり、他の入札参加者の入札参加資格審査は行わないものとする。

（4）入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、次の落札候補者の入札参加資格を審査し、入札参加資格を満たしている落札候補者が確認できるまで審査を実施する。

なお、落札候補者全員が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該

落札候補者に連絡するとともに、その入札は無効とする。

13 入札に関する注意事項

(1) 入札書の記載方法等

入札参加者は、松伏町契約規則（平成8年松伏町規則第9号）、設計図書、現場等を熟覧のうえ、総額により入札しなければならない。なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

(2) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。この場合は電子入札システム等で案内する。

イ 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札をした者及び最低制限価格を設けた場合で最低制限価格の110分の100未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(3) 提出書類

ア 入札書は、入札金額見積内訳書を添付してシステムにより提出すること。

イ 落札者は、法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、法第20条の2第2項に基づく通知書により通知すること。

(4) その他

ア 入札参加者数が1者であっても、入札を執行する。

イ 参加申込提出後でもシステムにより入札を辞退することができる。また、入札書の締め切り日時までに、入札書及び入札金額見積内訳書がシステムに未到達の申請者は辞退したものとする。

ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札時点において、参加条件及び資格を有しない者がした入札

(2) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札

(3) 入札書に記載すべき事項に記入がない、又は記入事項が明らかでない入札

(4) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(5) その他入札に関する条件に違反し、又は不正な行為があった入札

15 落札者等の公表

落札者等の公表は、システムにより行う。

16 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、公告及び設計図書等並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17 問い合わせ先

松伏町新市街地整備課

電話 048-991-1858（直通）